

京都西年金事務所出張年金相談開催《予約制》

と き 11月10日（金）
午前10時～正午、午後1時～3時
ところ 市役所1階市民ホール
内容 公的年金の受給に関する相談、年金見込み額の試算、「ねんきん定期便」などの年金加入記録の相談
※当日は相談のみ。請求書・各種届出書の受け付けは行いません。
持ち物 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）・免許証など本人確認ができる書類（本人以外が相談をされる場合は、委任状、印鑑、免許証など代理人の本人確認ができる書類）
申し込み 問 10月10日（火）～31日（火）までに、電話で京都西年金事務所お客様相談室 TEL075-316-5040（予約専用電話）
※予約の際に、基礎年金番号、氏名、電話番号、相談内容などについて伺います。
（市民課）

労働トラブル解決制度のご案内

解雇、雇止めなど、労働者個人と事業主の間のトラブルを、公平・中立の立場のあっせん員があっせん（話し合い）で円満に解決します。
手続は簡単、無料、秘密厳守で迅速な解決を目指します。
労使どちらからでも利用できます。気軽に問い合わせてください。
問 京都府労働委員会
TEL075-414-5733
（午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi>
（ものづくり産業課）

育児・介護休業法が改正されました

育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備に向けて、10月1日から育児・介護休業法が改正されました。
保育所に入れられない場合などに、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になりました（育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります）。
「子どもが生まれる」・「家族を介護する」人に育児・介護休業などの制度を知らせることや「育児に関する目的で利用できる休暇制度」を設けることが事業主の努力義務となります。
問 京都労働局雇用環境・均等室
TEL075-241-3212

<http://kyoto-roudoukyoku.jp/site.mhlw.go.jp>
（ものづくり産業課）

第24回花づくりコンクール入賞作品展


と き 10月23日（月）～11月2日（木）〔閉庁日を除く〕
午前8時30分～午後5時15分（最終日は午後3時まで）
ところ 市役所1階エントランスホール
内容 保育所（園）、幼稚園、小・中学校を対象とする「第24回花づくりコンクール」の入賞作品を展示します。
問 （公財）亀岡市都市緑花協会
TEL23-2289、FAX24-9195
（都市整備課）

「確かな未来」が会社を変える。

毎年10月は加入促進強化月間です。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
 - 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。
- 詳しくはホームページをご覧ください
中退共 検索 
<http://chutaiyo.taisyokukin.go.jp/>

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211
（ものづくり産業課）

京都府最低賃金改正のお知らせ

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、平成29年10月1日から時間額が856円（25円引き上げ）になります。

京都府最低賃金	適用対象	改正金額
時間額	京都府内の事業場で働くすべての労働者およびその使用者	856円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（パートタイマー・アルバイトなどを含む）を使用することはできません。

除外賃金

- 最低賃金には次の賃金は算入されません。
- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日および深夜手当（深夜割増賃金など）
 - ④ 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

問 詳しくは、京都労働局のホームページ「トップページ右側、黄色サイドバナー『京都府最低賃金856円』」をクリックしてください。
または、京都労働局労働基準部賃金室（TEL075-241-3215）もしくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。
（ものづくり産業課）

前立腺がん検診を受診しましょう！

問 **健康増進課 TEL25-5004**